

様式第4号（第4条関係）

〇〇〇〇関係文書〔資料群の名称を記載〕寄託契約書

独立行政法人国立公文書館（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇関係文書の寄託に関し、
××（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（寄託物）

第1条 甲は、乙から〇〇〇〇関係文書（別紙）の寄託を受け、これを保存する。

（寄託期間）

第2条 寄託期間は、この契約の成立の日から5年とする。

2 前項に定める期間満了の30日前までに、いずれか一方による意思表示がないときは、
契約を自動的に更新したものとみなす。

（寄託文書の一時返還）

第3条 乙は、寄託期間中に寄託文書の一時返還を希望する場合は、原則として返還を希
望する日の30日前までに、甲に申し出て協議するものとする。

（寄託文書の利用及び著作権等に関する許諾）

第4条 乙は、甲が寄託文書を公文書等の管理に関する法律の趣旨に則り、特定歴史公文
書等として利用することを承諾する。

2 前項の利用に当たり、乙は、寄託文書に含まれる著作物等の取扱いについて、別紙特
約事項（2）に記載する利用制限事項を除き、甲が、乙に属する全ての著作権（著作権
法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び著作隣接権の利用、並びに著作者名
を表示する又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その
他の改変を行うことについて予め許諾する。

3 乙は、寄託文書の修復について、甲に一任する。

（寄託文書の利用制限）

第5条 前条第1項の利用に当たり、甲は、別紙特約事項（1）及び（2）に記載する利
用制限を行う。

2 甲は、乙が当該寄託文書について利用請求をした場合には、前項の利用制限は行わな
い。

（損害賠償責任の免除）

第6条 甲は、寄託文書が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責め
を負わないものとする。

（寄託契約の変更又は解約）

第7条 寄託契約を変更又は解約しようとする場合には、当事者の一方が、相当期間前に
申し出て協議するものとする。

2 甲は、寄託契約の解約された日から原則として30日以内に、預り書と引き換えに、寄
託文書を乙に返還する。

(寄託文書の受取及び返還場所)

第8条 寄託文書の受取及び返還の場所は、国立公文書館とする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項については、甲乙両者が協議して定める。

(管轄)

第10条 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

東京都千代田区北の丸公園三 - 二

受寄者 甲 独立行政法人国立公文書館
館長

寄託者 乙 (法人の場合は名称及び代表者)

(様式第4号別紙)

No.	寄託する文書の名称	数量(点)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

特約事項

(1) 利用制限を行う情報(寄託者本人が利用する場合を除く)

[利用制限箇所、内容及びその期間]

(2) 著作物等の取扱いに係る利用制限事項(別添「国立公文書館における寄贈・寄託文書の利用と著作権等の関係について」参照)

[著作権等の利用制限内容及びその期間]